

○探偵業の業務の適正化に関する法律等に関する事務取扱要領の制定について（通達）

（平成19年5月30日 岡生企第456号警察本部長例規）

改正 平成20年6月岡生企第597号

令和元年12月12日岡生企第812号、岡交企
第570号、岡指第538号、岡会第475号

令和5年8月25日岡会第386号

令和6年3月26日岡生企第172号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり探偵業の業務の適正化に関する法律等に関する事務取扱要領を定め、平成19年6月1日から施行することにしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

探偵業の業務の適正化に関する法律等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）に基づく事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 探偵業開始の届出の取扱い

- 1 法第4条第1項の規定による営業の開始の届出を受理したときは、探偵業開始届出書の記載事項及び添付書類について、記載漏れの有無、添付書類の有無等を確認し、支障がないと認めたときは、生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に報告し、探偵業届出番号簿（様式第1号）の届出番号の交付を受けるとともに、当該番号を届出者に通知しなければならない。
- 2 1の規定による報告をしたときは、当該開始届出書を探偵業開始届出上申（報告）書（様式第2号）に添えて速やかに生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に報告するとともに、その写しを探偵業の業者ごとに作成する台帳（以下「探偵業者台帳」という。）に編冊しておかなければならない。
- 3 生活安全企画課長は、2の規定による報告を受けたときは、法第3条各号に掲げる欠格事由に係る審査を実施するとともに、当該開始届出書を探偵業者台帳に編冊しておかなければならない。

第3 探偵業廃止の届出の取扱い

- 1 法第4条第2項の規定による探偵業廃止の届出を受理したときは、探偵業廃止届出書の記載事項について、記載漏れの有無等を確認の上、支障がないと認めたときは、探偵業に係る届出（申請）処理報告書（様式第3号）に当該探偵業廃止届出書を添えて速やかに生活安全企画課長に報告するものとし、その写しを当該届出者に係る探偵業者台帳とともに廃業した探偵業の業者に係る簿冊（以下「探偵業者削除簿」という。）に編冊しておかなければならない。
- 2 生活安全企画課長は、1の規定による報告を受けたときは、当該探偵業廃止届出書を当該届出者に係る探偵業者台帳とともに探偵業者削除簿に編冊しておかなければならない。

第4 探偵業変更の届出の取扱い

- 1 法第4条第2項の規定による探偵業変更の届出を受理したときは、探偵業変更届出書の記載事項及び添付書類について、記載漏れの有無、添付書類の有無等を確認し、支障がないと認めたときは、探偵業に係る届出（申請）処理報告書に当該探偵業変更届出書を添えて速やかに生活安全企画課長に報告するとともに、その写しを当該届出者に係る探偵業者台帳に編冊しておかなければならない。
- 2 生活安全企画課長は、1の規定による報告を受けたときは、法第3条各号に掲げる欠格事由に係る審査を実施するとともに、当該変更届出書を当該届出者に係る探偵業者台帳に編冊しておかなければならない。

第5 文書の保存

文書の保存については、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
探偵業届出番号簿	生活安全企画課	長期
探偵業開始届出上申（報告）書	生活安全企画課	長期
探偵業者台帳	生活安全企画課及び警察署	長期
探偵業者削除簿	生活安全企画課及び警察署	5年
探偵業に係る届出（申請）処理報告書	生活安全企画課	長期